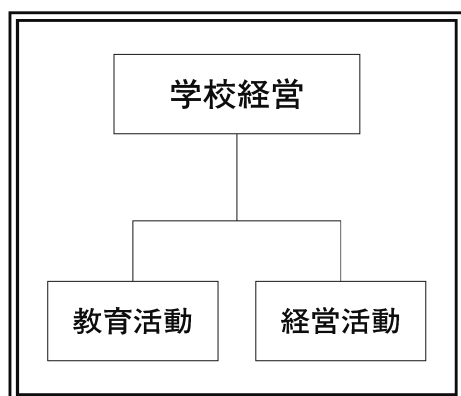


4 学校経営

教師は、授業や学級（ホームルーム）経営（以下「学級経営」と表記する）、分掌の仕事などを通して、学校経営に参画しています。

1 学校経営とは



学校の教育目標を実現するための組織的・計画的な取組が学校経営です。

学校経営には、教育活動と、その活動を支える経営活動の二つの側面があります。

教育活動は、授業や特別活動など、教育課程の編成・実施にかかわり、児童生徒と直接的に触れ合う活動です。

経営活動は、学年・学級経営や分掌経営などからなり、教育課程を編成・実施するための教育条件を整えていく

活動です。教育条件には、人的条件、物的条件、財的条件、組織・運営的条件の四つがあります。

学校経営を効果的に進めるためには、マネジメント・サイクルと呼ばれる経営の過程を念頭において活動することが大切です。

2 学校の教育目標の具現化

学校の教育目標は、法律に定められた公教育の目的や目標を踏まえ、各学校の教育の課題に応じて設定する目標です。

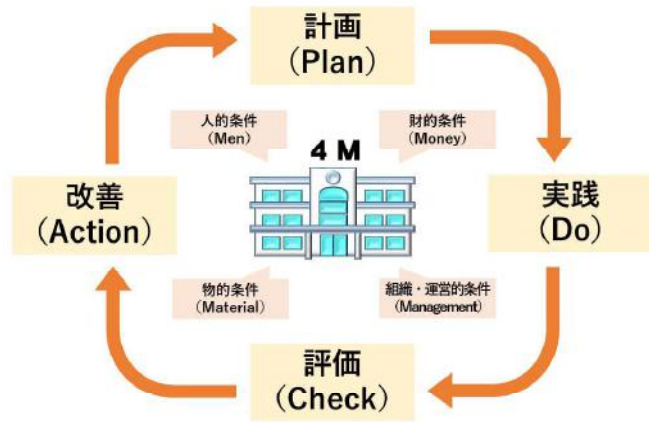
「学校の教育目標の具現化」とは、入学した児童生徒が卒業するまでの長期的な展望の下に、学校の教育目標を一人一人の児童生徒に実現しようとする営みです。

教師が毎日行う授業や学級経営などの活動を通して、学校の教育目標の実現を目指すことが大切です。



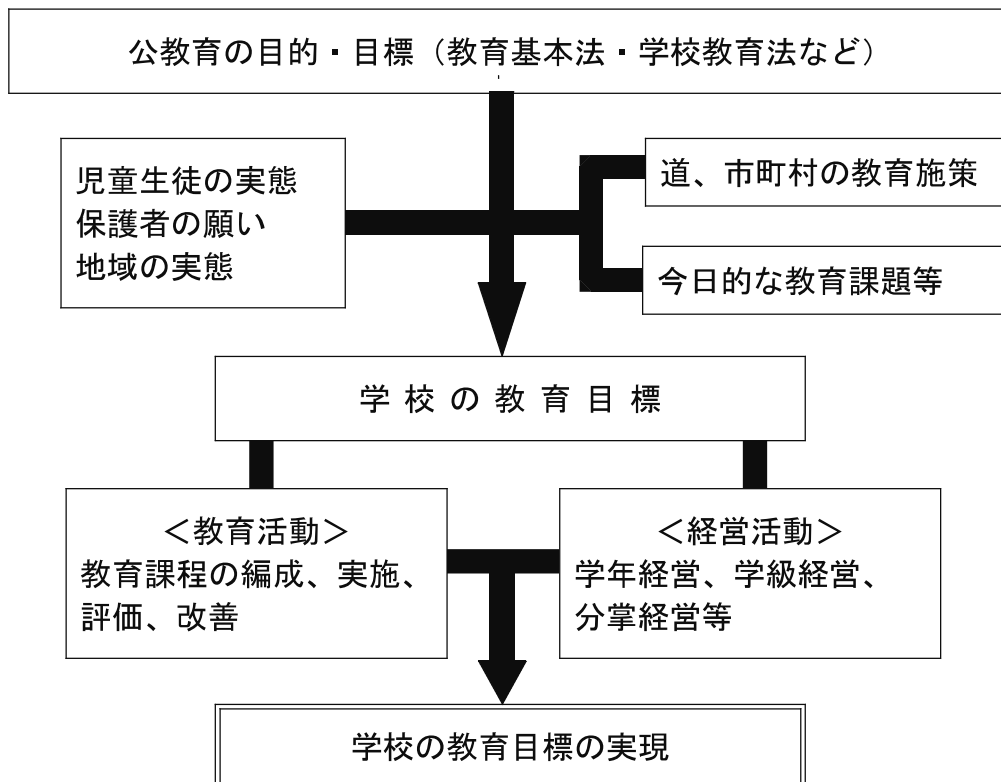
☆マネジメント・サイクル

学校の教育目標を効果的かつ能率的に実現することを目指した経営過程のうち、一般的に知られているのが、「計画(Plan)→実践(Do)→評価(Check)→改善(Action)→…」(略して「P-D-C-A」)というマネジメント・サイクルです。右図のように各過程が円環を循環するイメージから、「サイクル」という言葉が使われています。



学校の教育目標を実現するためには、マネジメント・サイクルの各過程を円滑に進めることが大切です。特に、「改善」に生かす「評価」を行うよう、学校評価の充実に努めることが重要です。

☆学校の教育目標の具現化



3 学校経営の計画

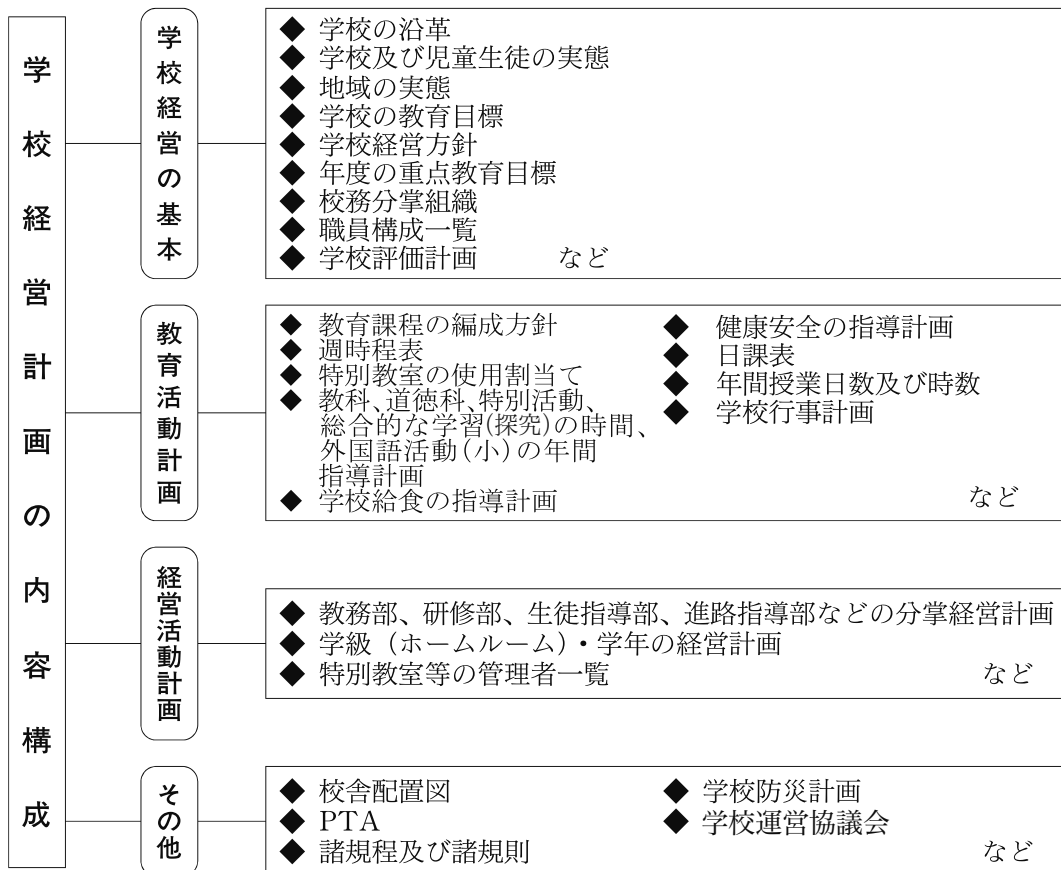
学校における活動は、様々な教育計画に基づき展開されています。教育活動計画や経営活動計画は、学校経営計画の一部です。

学校経営計画は、学校の教育目標の効果的な実現を目指して、教育活動や経営活動にかかわる様々な計画を関連付けて作成した総合的な計画です。

学校経営計画には、学校の教育目標、学校経営方針、教育課程の編成方針、教育課程、校務分掌組織等が示されています。

したがって、学級経営などの計画を立案する場合には、学校経営計画との関連を図り、学校の教育目標の具現化に努めることが大切です。

〈学校経営計画の内容構成〉



4 学校経営の組織

学校には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校事務職員等が置かれています。また、学校によっては、実習助手や介護員、公務補、事務生、給食調理員等の職員が置かれ、学校の教育活動を円滑に行うために必要な仕事に従事しています。

学校では、学校の教育目標の効果的な実現を目指して、教育活動や経営活動にかかわる組織を編成しています。校種や各学校によって組織編成やその名称は異なります。

(1) 校務分掌組織

「校務分掌」とは、学校の教育目標を実現するために、教職員が校務を分担して処理することです。

校務の種類と範囲を明らかにし、学校経営組織の全体構造の中に位置付けられた公式組織を「校務分掌組織」と呼びます。

<円滑な校務分掌処理のために>

- ◇ 誰がいつ、どのような仕事をするのかを把握する。
- ◇ 仕事の方法や手順を理解する。
- ◇ 仕事に必要な時間を予測する。
- ※ わからないことは、先輩教師に相談するなど、組織的な対応に向けた共通理解を図るようになります。

<主な校務内容>

- 児童生徒の教育指導に関する教務
 - ・児童生徒の指導に関すること（学習指導、生徒指導、進路指導 など）
 - ・教育課程の編成や指導計画の作成に関すること
 - ・教科書や教材に関すること（教科書、教材・教具 など）
- 教育指導を効果的に行うための学校事務
 - ・諸公簿・表簿に関すること（指導要録、出席簿、通知票 など）
 - ・児童生徒の管理に関すること（入学、卒業、転入学、留学、出欠 など）
 - ・施設・設備の保全・管理に関すること（備品の保全・管理や購入 など）
- 教職員の職務能力を高める研修
 - ・校内外の研修活動に関すること（研修テーマ、内容、方法 など）

(2) 校内の諸会議

学校では、校務運営を適正かつ円滑に進めるため、職員会議をはじめ分掌部会、学年会などの会議が行われています。会議の参加に当たっては、会議の性格や目的、内容を明確に把握し、必要に応じて事前に調査研究をして、建設的な意見を簡潔明瞭に述べるのが大切です。

なお、職員会議は、学校教育法施行規則第48条（中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校は準用規定）に基づき、校長が主宰するものであり、校長には職員会議について必要な一切の処置をとる権限があることに留意する必要があります。